

仙台市嘱託社会教育主事設置要綱

(平成23年3月29日教育長決裁)

(設置)

第1条 社会教育と学校教育との密接な連携を図ることにより、本市の社会教育の振興に資するため、教育委員会に嘱託社会教育主事を置く。

(任命)

第2条 嘱託社会教育主事は、仙台市立学校の教育職員（仙台市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則（平成28年仙台市教育委員会規則第7号）別表第1の上欄3の中欄に掲げる者（ただし、実習助手を除く。））であって、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、所属校の校長の推薦に基づき教育委員会が任命する。

(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4に規定する社会教育主事の資格を有する者

(2) 社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第11条に規定する単位を大学において修得した者で、通算5年以上の教諭経験を有する者

2 校長は、前項の推薦を行う場合（自らを推薦する場合を除く。）は、嘱託社会教育主事制度の趣旨、校務分掌との調整等を勘案のうえ、次の各号のいずれにも該当する者を推薦するものとする。

(1) 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携・協働において優れた実践力を有すると認められる者

(2) 学級経営、生徒指導、教科指導等において教員として優れた力を発揮していると認められる者

(3) 学校と地域との連携・協働の重要性を十分に理解し、地域連携・協働業務を推進する意欲を有すると認められる者

(職務)

第3条 嘱託社会教育主事が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育主事としての専門性を活かし、所属校における地域連携・協働業務を行うとともに、地域連携業務を担当する教員の支援を行うこと

(2) 教育委員会が主催する生涯学習事業及び社会教育事業への協力

(3) 市民センターにおける青少年の地域活動及び社会参加に係る事業への指導及び援助

(4) 地域における社会教育関係団体の育成及び援助

(5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習又は社会教育の振興に寄与する業務であって教育長が定めるもの

2 嘱託社会教育主事は、前項各号に掲げる業務のほか、地域における生涯学習又は社会教育の振興に関する活動に積極的に参加し、関係者に対し必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(責務)

第4条 嘱託社会教育主事は、前条の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成18年法律第120号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。

2 嘱託社会教育主事は、前条の業務（校務である業務を除く。）を行うに当たり、校務をおろそかにすることがあってはならない。

3 校長は、学校、家庭、地域住民、社会教育施設等の連携及び協力の促進について嘱託社会教育主事が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(任期)

第5条 嘱託社会教育主事の任期は、任命された日の属する年度の末日までとする。

2 嘱託社会教育主事は、再任されることができる。

(解任)

第6条 教育委員会は、嘱託社会教育主事が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該嘱託社会教育主事を解任することができる。

(1) 仙台市立学校教職員でなくなった場合

(2) 嘱託社会教育主事としての適格性を欠くと認めた場合

(3) 嘱託社会教育主事にふさわしくない非行があった場合

(費用)

第7条 嘱託社会教育主事は、予算の範囲内において、その業務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

(研修等)

第8条 教育委員会は、嘱託社会教育主事が十分に職責を遂行することができるよう、研修その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施細目は、生涯学習課長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月5日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。